

# 2013年度宮城厚生協会新入職員辞令交付式

## 95名のフレッシュな仲間を迎える



2013年度辞令交付式 (坂総合病院セミナー室)

# 厚生協会だより

2013年5月21日  
第 319 号

発行  
公益財団法人  
宮城厚生協会

〒985-0835  
宮城県多賀城市下馬  
二丁目13番7号  
TEL 022-361-1113  
FAX 022-361-1124  
発行人：長 澤 清 光

4月1日(月)、坂病院セミナー室において「2013年度宮城厚生協会新入職員辞令交付式」が執り行われました。今年度は新規採用として95名のフレッシュな仲間を迎えました。

水戸部秀利理事長と新入職員代表の水間庄吾医師のあいさつを一部割愛し紹介いたします。

### 理事長あいさつ

宮城厚生協会理事長

水戸部秀利



新入職員のみなさん、入職おめでとうございます。  
公益財団法人宮城厚生協会

の職員を代表し、お祝いを申し上げ、心から歓迎します。

### ●「公益財団法人」として

最初に、みなさんにお伝えしますが、私たち宮城厚生協会は、今年の1月4日から、「公益財団法人」になりました。

みなさんは、公益財団法人宮城厚生協会としての第一期生、メモリアルな世代ということになります。

宮城厚生協会自身は、1950年の設立で、60年以上の歴史がありますが、昨までは、通常の財団法人でした。

5年前に、明治以後百年以上続いた民法が改定され、財団や社団法人は2013年中に、一般か公益かを選択せざるを得なくなりなした。私たち宮城厚生協会は、公益法人の道を選び、いくつかのハードルを何とかクリアし社会的に認められたということです。

### ●基本理念は「命の平等」

宮城厚生協会は、設立当初から「命の平等」を基本理念

とし、お金のあるなしで、医療や介護に差別があつてはならないとして、室料差額は一貫してもらっていません。さらに近年、貧困と格差が広がる中で、経済的に困難を抱えている患者さんについては、それぞれの病院・診療所で「無料低額診療」に取り組んでいます。

このように「公益」法人とは、「法人の利益」を先に置くのではなく、公の、つまり「社会全体の利益」になるような事業を行う法人ということです。言い方を変えれば「Want...自分がこうしたい」から「Need...地域から何が求められているか」に応える事業体ということです。

例えば、今では、訪問看護は制度的にも一般化していますが、私たち医連は、その制度のできる遥か前から、自宅療養したいという患者さんの要望に応えるため訪問看護に取り組んできた歴史があります。

私たちの法人は、設立当初から社会のニーズ、特に社会の底辺に追いやられ、苦しん



でいる人々の要求に軸足を置いて活動してきたと自負しています。今回の制度改訂で、公益法人としての役割を名実ともに鮮明にして活動していきたいと考えています。

新入職員のみなさんも是非その主旨を受け止めて、私たちと一緒に歩んでいただきたいと思います。

### ●復旧・復興を妨げるもの

さて、東日本大震災から2年が過ぎ、復旧・復興3年目に入ります。

瓦礫は片付けられつつありますが、県内でも家屋を失った10万人余りの方々は、プレハブや借り上げ住宅など仮設での生活を余儀なくされ、生活再建の目途もたっていません。

被災者の生業やコミュニティの再生が復旧・復興の最優先課題ですが、残念ながら今の政治はそちらの方向は向いていません。それどころか、被災者をさらに窮地に追いやるような施策を行っています。

一つ目は「窓口負担の免除制度打ち切り」です。

震災後2年間続けてきた

被災者の医療や介護費用の窓口負担の免除制度を4月1日から打ち切るというものです。私たちも仮設住宅の自治会長さんたちと一緒に、県庁に押しかけ継続を要請しましたが、県知事は固く拒否しました。

二つ目は「T P P（環太平洋連携協定）」です。

被災地の主な産業は、漁業や農業など一次産業です。T P Pによって、このままでは国際競争に勝てず、衰退することは誰の目にも明らかです。私たちは、医師会や地域の農・漁業協同組合、生協などと一緒にT P P参加反対運動に取り組んでいます。

三つ目は「消費税増税」です。

収入の道を断たれ、これから生活再建する方々にとって、消費税増税はダブルパンチになります。私たちは、消費税増税N Oの声を上げ続けています。

四つ目は「原発再稼働」です。

福島原発事故で16万の方々が避難生活を余儀なくされ、宮城県にも約2500人が避難

難しています。県内の汚染稲わらや瓦礫の処理方法も決まっています。収束の目途もたない状態で、原発再稼働を言い出すことは、政治家としてというより人間として許せません。

私たちは、被災者に鞭打つような今の政治のあり方に、率直に言って怒りで一杯です。

### ●「さとり世代」

私は、戦後のベビーブームの中で生まれ、ズーッと団塊世代と言われ、競争のつばに投げ込まれた世代です。

平成育ちのみなさんは、巷では「さとり世代」といわれているとのこと。ご存知でしょうか？

みなさんが物心ついたころには、バブルは崩壊し、その後経済が低迷する中、就職難や非正規労働が一般化し、一方ではインターネットの普及で情報はいながらにして手に入る。そういう中で、最初から出来もしない夢は持たない、賢く割り切って、覚めた目で社会を見る、それで「さ

とり世代」ということなのでしょう。みなさん、そんな風にいわれて納得しますか？

### ●一緒に、考え、語らい、ともに歩みましょう

私は、若いみなさんには、そんな簡単に「悟らないでほしい」と思います。

私たち宮城厚生協会の組織は、設立当初から、「悟らない」組織です。命の平等が脅かされるような状態には、それはおかしい、間違っていると世の中に問い、最後まで諦めずに声を上げ続けてきた組織です。

みなさんも、「さとり世代」とかいう誰かが決めた枠組みを吹き飛ばし、「悩み多き若者として」一緒に、考え、語らいながら歩んで行きましょう。

以上、みなさんへの歓迎と期待のあいさつとします。





あいさつする水間庄吾医師

## 新入職員代表あいさつ

地域医療を担うホープになれるよう努力します

医師 水間 庄吾

春色のなごやかな季節、冬の名残のまだ去りやらぬ時候、私たちは宮城厚生協会の職員として、新たな一歩を歩むこととなりました。といっても、先月までは学生だった身、まだまだ未熟でございま

す。社会に出てみれば右も左もわからぬ我々ですが、先輩方の情熱的なご指導よろしくお願いいたします。

さて、東日本大震災からまる2年経過しました。その傷はまだ癒えるものではありません。各地から震災という言葉が時間の経過とともに枕詞のように汎用されてしまいい、あの恐怖が薄れがちになつてしまっているように感じます。

その中で、宮城厚生協会（坂総合病院）は、災害拠点病院として第一線に立ち、県内の被災地域への支援物資の運搬、仮設住宅での炊き出しなど、言葉だけでなく、実際に行動してその悲惨さを我々に教えて下さいました。あの状況の中で大変なことがあったと思います。

## ● 厚生協会で働くことは幸福

新人研修医は、日本全国津々浦々から集まった10名です。また、他職種の新人職員の中にも震災を経験できなかった者がいると思います。我々がその支援拠点の第一線機関であった坂総合病院は、じめ宮城厚生協会各事業所で働けることは幸福であり、まさに僥倖であります。その経験をご指導ください。

我々新入職員は、全員手を取り合つて、地域医療を担うホープになれるよう愚直に努力いたします。いろいろなご迷惑をおかけすることばかりだとは思いますが、人一倍やる気があります。また、与えられた仕事はきちんとこなせるよう努めます。

簡単ではございますが、新入職員を代表して、感謝と決意の言葉とさせていただきます。

## 宮城厚生協会へのご寄付は、 税額控除が受けられるようになりました！

公益財団法人への移行に伴い、当協会へのご寄付は税法上の優遇措置の対象となります。ご寄付頂いた資金は、公益事業の増進のために活用させていただきます。みなさまからのご支援をお願い申し上げます。

控除を受けるためには、確定申告の際に、当協会が発行する寄付金の領収書、税額控除に係る証明書を添付いただくこととなります。

### ■ 免税措置

寄付金控除には「税額控除制度」と「所得税控除制度」の2つがあり、寄付者の選択により、どちらか一方の制度を活用することができます。

### ■ 控除額は以下の通りとなります。

1. 税額控除は、（寄付金額－2千円）×40%の額が税額から控除されます。
2. 所得控除は、（寄付金額－2千円）の額が所得控除されます。

※ 但し、寄付金額は所得金額の40%相当額が限度です。

お問合せ先 公益財団法人宮城厚生協会事務局 TEL 022-367-9516・FAX 022-367-9517





あいさつする水戸部理事長

## 「公益財団法人認定記念祝賀会」開催

# 60年の実績ふまえ、 さらなる公益性の 高い活動めざす

4月6日(土) 18時から仙台市内のホテルで、宮城厚生協会が「公益財団法人」として認定(今年1月4日)された記念の祝賀会が約200名の参加で開催されました。

はじめに水戸部秀利理事長があいさつ。

冒頭、宮城厚生協会が民医連綱領に即し活動してきた「60年の自負がある」と述べ、認定までの取り組み経過概要が報告されました。そして、2つのハードル(医療の公益性を認めさせること、財政的安定)があつたが、全職員の奮闘と共同組織などとの連携により、乗り越えることができたことと謝辞を述べました。

### 『祝辞』

来賓の方々から祝辞をいただきました。



### 日常医療活動自体が 公益性の高い内容



▼根本守氏  
(厚生協会  
会計監査人  
公認会計士)

認可された要因は、震災当時も地域で懸命な医療活動でがんばったことであり、普段の医療活動自体が公益性の高い内容であるとして、民主的管理運営を共同組織とともに進め財政的安定に向け今後とも努めてほしいと述べられました。

### 生活と健康を守る 運動ますます重要



▼小野寺義象氏  
(一番町法律事務所 弁護士)

憲法改悪の動きがあり、生存権・社会権が付けたしのようになっている状況を指摘し、一番被害を受ける地域住民の生活と健康を守ってほしいというのが国民の願いであり、改善運動がますます重要になっていくと述べられました。

### 医療に競争・格差を 求めてはならない



▼大窪豊先生  
(宮城民医連  
会長)

競争とか格差を求めてはならない。医療の公益性を知らしめていきたい。平和・人権を守ることが重要であり、共に運動を進めていきたいと述べました。

乾杯の発声は今田隆一副理事長が行いました。

しばし歓談となり、その後、県内の民医連関係事業所や民医労・民主団体等から祝辞をいただきました。また、各事業所からも近況報告など含めあいさつがありました。

### 先人に学び新しい歴史を

閉会あいさつは山田裕副理事長。60年の歴史を築かれてきた先人たちに学び、誇りに思い、本日を出発点として新しい歴史を作りましようと思ひました。

齋藤禎量先生(元厚生協会理事長)から祝電をいただきました。



祝賀会風景

ましたのでご紹介します。

公益財団法人の認定おめでとございます。厚生協会創立以来の長年の実績とこの度の大震災に際して示されたためざましい活動が評価され、認定に至ったものと思います。今後いっそう公益性を求められるなかで、つねに医療と福祉のあるべき姿を追求し、地域からの期待に応えていただきたいと願っております。これまでの活動に自信と誇りを持ち、さらにご健闘されるよう心から期待いたします。

(大津市 齋藤禎量)

\*事業計画の最終確定文書を掲載いたします。

## 2013年度（平成25年度）

# 宮城厚生協会事業計画



第11回臨時理事会（2013年3月22日）  
第3回評議員会（2013年3月23日） 決議

### はじめに

厚生協会は今年1月4日、「公益財団法人宮城厚生協会」に移行した。2013年（平成25年度、以下西暦表記）の事業計画は公益財団法人として最初の計画になる。公益法人として、公益目的事業の推進と経営の透明性、健全性を明示し、社会的責任をさらに果たすと共に、地域医療・介護の中で役割を担っていききたい。

公益法人である厚生協会は、日本国憲法が定める平和・人権・民主主義の原則と、国民の生存権と文化的生活の実現のために努力する。私たちは「生命に差別があ

ってはならない」を基本に「非営利と人権擁護」「平等で公平」な医療と介護・福祉の拡大めざし、命を守る「最後の拠り所」として、地域に根ざした医療活動を一層発展させる。

### （厚生協会の事業、経営をめぐる環境認識）

政府は、今後の高齢者増加を想定して「2025年のあるべき医療・介護の姿」を示した。入院医療の機能分化・強化と連携による、「医療から介護へ」「施設から地域へ」の流れを促進するために「地域包括ケアシステム」の確立をめざしている。具体化に向け、医療・介護の抑制、在院日数の短縮等で早期退院・在

宅復帰等、医療・介護の重点化・効率化が地域医療計画との関連で検討されている。

今日の医療を取り巻く環境は、「社会保障と税の一体改革法」による消費税大増税と「社会保障制度改革推進法」による「国民会議」の行方が注目されるが、公的医療保険の範囲の縮小や軽度介護者の保険外などが課題としてあげられている。消費税増税によって医療機関の「控除対象外消費税」が引き上げられるなら医療機関の経営にとって極めて深刻な影響を及ぼし、厚生協会は2億円から4億円になる。医療機関の経営に悪影響が出て一番困るのは地域住民の方々であり、社会保障

と税の一体改革と合わせ、政治と医療の関わりをしっかりと捉えていく必要がある。

大震災から2年が経過したが、復興はまだ途上である。一刻も早く地域住民の皆さんが安心して暮らせる生業の再建援助を求めている。国の被災者医療・介護の減免継続抜きに自治体の財政状況によって自己負担が発生する可能性があり、受診抑制につながりかねない。

TTP（環太平洋経済連携協定）への参加は、地域経済全体に計り知れない被害を及ぼす可能性があり、医療・介護分野においても、混合診療の拡大、株式会社の参入など、自由診療の拡大で国民皆保険制度や社会保障が大きく後退しかねない。

### （厚生協会2013年度の

#### 基本方針）

以上の厚生協会をめぐる環境認識を踏まえ、次の4点を軸に事業計画を策定した。

1、今年度は、公益認定法人として、公益的事業の推進と経営の透明性、健全性を明示し、民医連経営としての社会的役割の発揮に全力を尽くす。

2、引き続き震災復興に向けた運動に取り組み、「社会保障と税の一体改革」「2025年のあるべき医療・介護の姿」を念頭に置き、医療・介護等の社会保障をめぐる環境の変化を機敏に捉え、「たたかいと対応」を軸に、変化に対応できる事業戦略と経営基盤づくりに向け「中長期的事業・経営戦略」を策定する。中長期的事業を支える「人材育成制度」「幹部養成」「新人事賃金制度」の策定を行う。

3、貧困と格差が拡大する中で、患者の受療を守るために無料低額診療事業を拡げ、残された診療所での取得の具体化を行うとともに、医療相談活動等の事業を積極的に行う。

4、公益法人として出発する厚生協会の「中長期的事業・経営戦略」の大枠に基づき、2013年度の新たな事業として、長町病院の建替を先行させ、坂総合病院「救急医療・地域連携、教育ステーション」建設等の着手、高齢者介護事業の推進、医療の質向上など、今後の必要な設備投資、資産取得資金として、2億円以上を資金確保計画とする。

## I、公益目的事業

(目的) 医業を民主的に運営して低額診療による良心的な医療行為の確立と、一般勤労者に対し福祉の増進と利益をはかるための厚生事業を営むことを目的とする。

### 1、患者の立場にたつ

#### 診療を行う事業

患者の立場に立った、無差別平等の医療事業を基本に、室料差額の徴収を行わず、人権を守り、安全・安心・信頼の医療と質の管理、医療整備の点検と再構築を行う。高齢者が急増する中で、在宅医療を重視し、在宅療養支援病院・診療所をできる事業所から取得する。

(1)、坂総合病院は地域医療支援病院として、地域の救急・急性期医療の質・機能の向上、救急・紹介患者の受け入れ強化に向け、「救急医療・地域連携・教育セッション」建設等の事業を行う。「みちのく総合診療医学センター」を充実し、家庭医療・総合診療の教育・臨床研修に取り組み、地域医療を担う医師を育てる。

(2)、大震災で全壊した長町病院附属クリニック跡地に新病院建替事業を行う。脳卒中、大腿骨頸部骨折地域連携パスに参加し連携を重視する。高齢者医療、在宅医療、糖尿病をはじめとする慢性疾患医療に取り組む。

(3)、古川民主病院は、遷延性意識障害患者の積極的受け入れ、在宅療養支援病院としての役割を位置づけ、大崎市家族介護支援レスパイト事業に取り組み、地域開業医や介護施設との連携を重視し事業を推進する。

(4)、泉病院は、急性期から回復期リハビリテーションを重視し、脳卒中地域連携パスに参加し、脳神経系医療、在宅の高齢者・障害者の訪問診療・訪問リハ等の地域連携を軸に進める。

(5)、診療所は民医連らしく地域での医療・介護の連携を強化し高齢者の在宅療養サポートを行う。若林クリニックの診療体制の変更と経営改善を進める。

(6)、歯科事業は、古川民主病

院歯科での休日歯科急患診療での役割発揮と共に、介護施設と連携し訪問歯科診療を重視する。古川特別支援学校での障害児・生徒の歯科診療、口腔健康管理に取り組む。長町病院附属歯科クリニックでの訪問歯科診療の重視、急患受け入れが行えるように努力する。

### 2、生計困難者のための

#### 無料低額診療事業

何らかの経済的理由、大震災復興と生活再建の中で経済的に困難な方々が、安心して受診できるよう、第二種社会福祉事業として無料・低額診療事業を、残された仙台錦町診療所、若林クリニック、坂総合病院附属福田町クリニックでの取得に取り組む。広く地域の生活困窮者への「医療相談」「生活相談」「介護相談」を社会福祉士と共に積極的に援助支援活動に取り組む。

### 3、保健予防・集団的健康

#### 管理事業

(1)、各病院で「協会けんぽ」健診事業の目標を明確にし、各病院・診療所での専門性を生かした特定健診・保健予防活動を重視する。職域健診で

は受診者個別の支援だけでなく集団としての健康を向上させることを目的に、健診活動及び健診評価に取り組む。疾病予防事業としての運動療法に取り組む。

(2)、健診活動と共に、振動病・頸肩腕障害・職業性腰痛、被曝者健診及び被曝二世健診、アスベストによる健康障害やじん肺、職業性胆管癌に関する健康相談等、労働者・住民の健康問題に取り組む。

4、医療従事者の研修教育、医学・看護学等の研究事業

(1)、坂総合病院は医師臨床研修施設として医師養成に努めると共に、医療技術向上と専門研修のため国内外大学・研究機関への研修派遣を引き続き行い、地域医療に貢献していく。

(2)、地域開放型研修会の開催、薬学生病院実務実習、リハビリ関連や看護関連職種等の実習受け入れ実施を行う。

(3)、専門資格取得奨励、キャリアアップ、学術活動の向上の推進、職員が最低年1回の研修参加保障を行う。

5、訪問看護・介護、通所、在宅介護支援事業、

### 障害者の医療・福祉事業

(1)、地域連携を重視し、医療機関・介護事業所との連携を進め、在宅看護・介護に取り組む。在宅の高齢者、障害者への訪問診療や訪問リハビリに取り組む。ターミナル患者の在宅療養支援、緊急訪問看護や県特別支援学校の障害児への医療的ケア推進事業としての訪問看護に引き続き取り組む。

(2)、介護事業を積極的に位置づけ、「地域包括ケア」構想に伴う事業の具体化に向け、宮城民医連の各法人や地域との連携を含め、サービス付高齢者賃貸住宅、小規模多機能施設等の住まいづくり等、「法人介護事業計画」を策定する。

(3)、24時間定期巡回・随時対応サービスなどの在宅サービスやリハビリテーションなど自立支援型サービスの強化に向け計画的な人材育成を行う。

### 6、地域住民との協力による

#### 健康増進事業

地域住民と協力して「安心して住み続けられるまちづくり」めざした運動と、「健康まつり」「地域毎の健康講話



会「健康相談会」「離島健診」「仮設住宅健康相談会」「路上生活者等の健康を守る健診・食事会」等の健康増進に取り組む、助け合い、ボランティア活動、健康啓蒙相談活動等を通じた活動に取り組む。

県内に避難している福島第一原発被曝者、被災住民の健診や相談会、双葉町からの避難者の甲状腺工コー検診等に取り組む。

## 7、総合的な社会保障制度

### 確立に関する事業

(1)、総合的な社会保障確立のための事業として、地域住民の健康権を守るため、坂総合病院、長町病院、泉病院、古川民主病院で社会福祉士による医療生活相談援助に取り組む。

(2)、戦争政策に反対する民医連綱領の立場から憲法9条平和を守る取り組みを進める。

(3)、医療・介護の現場から生活再建と地域の復興や消費税増税、TPP参加を許さず、原発ゼロめざし憲法が真に生かされる社会を築くために運動に取り組む。

## 8、その他、法人の目的達成に必要な事業

医師確保と配置、看護師はじめ必要な医療技術者の確保と養成事業に取り組む。

(1)、医師確保と養成、配置病床稼働や医療活動の力ぎを握る医師確保を最重点課題として取り組む。新卒医師10名以上の確保と共に、研修医の定着のための医師養成委員会の役割を重視する。

(2)、看護師、医療技術者確保と養成

## Ⅱ、管理及び組織整備

### 1、企業倫理の確立

(1)、法令遵守と不正及び過失防止

企業倫理の確立と行動計画に基づく役割発揮に向け、「内部統制室」を中心に各病院・事業所での「法令遵守と不正及び過失防止」の基本方針に基づき内部監査の実施、監事会と連携した整備運用を行う。

### (2)、職員行動指針の徹底

内部通報制度の運用、職員の倫理意識の徹底に向け「職員行動指針」の教育を行う。パワーハラスメント、セクシヤルハラスメント問題はじめ

病院の在院日数短縮が迫られている中で、入院医療の質の向上を目指す課題が経営と直結しており病院の医療内容、医師体制に見合った医療の質の向上と患者にとって安全・安心の医療の提供実現の向上を目指す。同時に医師・看護師、医療技術者の確保による労働環境改善、経営改善の三つの目標実現のため確保と定着強化に取り組む。

改善交流集会を開催する。

### 3、職員の健康管理

(1)、定期健診診断における有所見率の改善に向け、チェックリストに基づき点検・促進する。

(2)、メンタルヘルス・ケア、患者からの暴言・暴力対策を強化する。

### 4、厚生協会内システム及びネットワークの構築

(1)、厚生協会内の現状のシステム及びネットワーク化の整備を行う。

(2)、宮城県民医連の各法人及び宮城県民医連事業協同組合との情報ネットワーク化や地域医療連携のネットワーク構築、「みやぎ医療福祉情報ネットワーク」との連携の検討を行う。

(3)、厚生協会事務センター化構想を具体化し、事業所実務管理の改善と効率化を進め、人事・給与システム関連の導入検討を宮城県民医連事業協同組合と協力しながら具体化する。

### 5、新しい寄附金税制

#### 活用の推進

公益法人に対する寄附金に「税額控除」制度があり、個

人の寄附金が優遇される。当厚生協会が行っている、患者の立場に立った、無差別平等の医療、室料差額の徴収を行わず、公益事業活動の充実のために各病院・事業所で新しい寄附金税制の活用推進を積極的に行う。

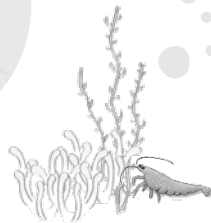
また、当厚生協会に対する寄附金について、より一層のPR及び獲得に努める。

### 6、災害対策

(1)、東日本大震災の教訓を踏まえ、いつ災害が発生しても対応できるように、様々な災害を想定した対応策の検討及びマニュアルに基づいた基本的流れの基本的訓練等、定期的に取り組む。

(2)、大規模災害に対応する準備を進める。施設・設備・備品の整備点検、飲料水・食糧・医薬品・ガソリン等の備蓄と流通の確保に向け、地域の関係団体や業者と協定を結び、優先して供給される体制を整える。緊急時の通信手段を確保する。

(3)、診療情報・データ等の滅失防止に向け、バックアップサーバーを青森協立病院と連携して対応する。



# 我が家の ペットはエビ



坂総合クリニック診療サービス課 今野 拓自

## 鑑賞エビ

さわやかなのかどうかは分かりませんが、私のペットの話。我が家にはエビがいます。エビ？食べるの？…と思われるかもしれませんが、決して食用ではありませんよ～。熱帯魚好きは知っているでしょうけど、最近は水槽でエビを飼う人が増えています。観賞魚ならめ鑑賞エビなのです。



## 天然モノを捕まえに

ペットショップでは色とりどりのエビを見ることができますよ。中でも人気の種がレッドビーシュリンプ。紅白の色使いは卒業式の垂れ幕みたいですが、鮮やかなコントラストが美しいのです。しかし外国産で南方の種ということもあり、温度管理が必要とのこと。



ずぼらな私は、見た目は地味だけど真冬の気温でも生きられる国産のミナミヌマエビを買いました。ところが飼い始めてすぐ死んでしまったのです。買い直しても同じ過ちを繰り返すばかり。そこで、これはもう天然モノを捕まえてくるしかない！と決意したのです。

釣り具屋さんで網を買ひ、近所の川に突撃！ 網を差し入れ、そーっと引き上げると…なんとたくさんのミナミヌマエビが入っているではありませんか！ あまりにあっさりと採れるので、今までお店で買っていたのは何だったんだ～と思いました。

## 我が家の癒し

今、うちの水槽には10匹以上のミナミヌマエビがいます。冬の終わりとともに活発さが戻ってきました。小さなエビたちが前脚をツマツマ動かして餌を口に運ぶしぐさ、ふよふよ～と泳ぎ回る愛らしい姿は我が家の癒しとなっているのです。



※本来、日本固有のミナミヌマエビは静岡県以東に生息していません。宮城県で採集される“ミナミヌマエビ”は実は大陸産の“シナヌマエビ”が帰化したものだと言われています。かなり近い種なので日本産のミナミヌマエビと交雑して遺伝子汚染を起こす危険性が指摘されています。採れるからって単純に喜んでもらえないんですよ…。